

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
証拠金規制導入の必要性		
1	投資による損失は、自由な経済活動の結果であり、自己責任なので当局による証拠金規制は不要である。	<p>FX 取引は、証拠金を上回る損失が発生するおそれのあるリスクの高い取引です。</p> <p>特に、高レバレッジのFX 取引については、顧客保護(ロスカット・ルールが十分に機能せず、顧客が不測の損害を被るおそれ)</p> <p>業者のリスク管理(顧客の損失が証拠金を上回るにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ)</p> <p>過当投機の観点から問題があると考えています。</p> <p>こうしたことを踏まえ、店頭取引、取引所取引ともに、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者がFX 取引を行うことを禁止することとしたものです。</p>
2	FX 取引で損失を被るかどうかは、投資家のリスク管理の問題であり、証拠金規制を導入しても損をする人は損をする。	
3	証拠金規制が導入されると、資金効率が低下し、投資戦略も狭まるため、証拠金規制には反対。	
4	証拠金規制が導入されると、取引に多額の資金が必要となり取引ができなくなる。	
5	最大レバレッジで取引しているわけではなく、個人で管理しているので、証拠金規制は必要ないのではないか。	
6	証拠金の追加預託が強制される結果、想定以上の損失が生じかねない。	
7	投資家教育や金融リテラシーの向上が重要であり、証拠金規制は不要。	
8	証拠金規制によって、取引量が減ると、市場が衰退し、FX 業者の財務状況が悪化する。	
9	ロスカットを行えば、高レバレッジであっても損失を限定することができ、不測の損失が生じることがないため、証拠金規制は不要である。	
10	倍率とロスカットはセットで考えるべきではないか。	
11	顧客に元本超過損が生じた場合には、業者が負担することとすれば、証拠金規制は不要ではないか。	<p>ロスカット・ルールが重要であることはご指摘の通りであり、平成21年7月3日にロスカット・ルールの整備・遵守を義務付ける旨の改正金商業等府令を公布したところです。</p> <p>ロスカット・ルールの整備・遵守の義務付けにより、一定程度、顧客に不測の損害が生じるおそれや業者の財務の健全性に影響が出るおそれが減少するものの、高レバレッジ取引については、相場急変時等にはロスカットが必ずしも適切に機能せず、顧客保護や業者のリスク管理の観点から問題を生じるおそれがあります。</p> <p>これに加え、高レバレッジ取引は、過当投機の問題もあります。</p> <p>これらの点を踏まえ、ロスカット・ルールの整備・遵守に加え、FX 取引について証拠金規制を導入する必要があると考えられます。</p>
12	高レバレッジ取引よりも、低レバレッジの方がリスク・損失が大きいので、証拠金規制を導入し、高レバ	<p>相場急変時等にはロスカットが必ずしも適切に機能せず、特に高レバレッジ取引の場合、証拠金を上</p>

	レバレッジ取引を規制するのはおかしいのではないか。つまり、低レバレッジ取引の場合、想定元本を一定とすると、高レバレッジ取引よりも多額の証拠金を預託することとなるため、証拠金が全額毀損した場合の損失額は、高レバレッジ取引よりも大きくなる。他方、高レバレッジ取引は、早めに損切りされるため、むしろリスクは小さい。	回る不測の損害が顧客に生じるおそれがあり、また、業者のリスク管理上の問題が生じるおそれがあります。こうした点も踏まえ、今般、証拠金規制を導入することとしたものです。 確かに、想定元本を一定として、為替相場の変動により証拠金が全て毀損することを仮定した場合には、高レバレッジ取引の方が損失が小さくなることはご指摘の通りですが、そもそも、為替相場による証拠金の毀損は、ロスカット・ルールの定め方によることであり、証拠金が全て毀損する前提で比較することは適切ではないと考えられます。 また、一定額を証拠金として積むことを仮定した場合には、為替相場の変動が証拠金に与える影響は、レバレッジが小さい取引の方が小さくなり、その分、顧客の損失も小さくなります。 以上からすると、高レバレッジ取引の方がリスクが低いとはいえないと考えられます。
13	想定元本が同額であれば、為替が1円不利に変動した場合に顧客に生ずる損害は同じである。レバレッジの高低が問題ではないのであり、証拠金規制は不要である。	
14	レバレッジ規制よりも前に価格操作や約定遅延、システム障害に対する対応を行うべきではないか。	価格操作などの不公正な取引を行う業者やシステム障害を理由として取引できなくなる業者については、今後とも、金融庁として厳正に対処してまいります。
15	特定投資家については、証拠金規制は不要ではないか。また、試験などに合格した人や一定の取引経験を経るなど取引に係るリスクを理解した人だけが高レバレッジ取引を行えることとすれば、証拠金規制は不要ではないか。	高レバレッジ取引における業者のリスク管理(顧客の損失が証拠金を上回ることにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ)や過当投機といった問題を踏まえれば、取引経験等によって例外を設けることは適当ではないと考えられます。
16	証拠金規制によって、取引量が減るとFX業者の財務状況が悪化して破綻するため、投資家保護にならず、証拠金規制は不要である。	本改正は、 顧客保護(ロスカット・ルールが十分に機能せず、顧客が不測の損害を被るおそれ) 業者のリスク管理(顧客の損失が証拠金を上回ることにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ) 過当投機 の観点から高レバレッジ取引に対する証拠金規制を導入することとしたものです。 また、FX業者の財務の状況については、モニタリング等を通じて監督してまいります。
17	今まで以上に、多額の証拠金を預託しないとなくなりますが、FX業者に多額の証拠金を預託すると、当該業者が倒産した場合に返還されないリスクが高まり、むしろ危険である。	FX業者の区分管理義務については、区分管理方法を金銭信託に一本化する内閣府令の改正を行っております。
18	高レバレッジ取引のリスクよりロット数を高くすることのリスクのほうが大きく、取引金額が小さい場合は、高レバレッジ取引でも大きな損失が生じることはない。取引のロット数・建玉数を抑えた取引については、証拠金規制は不要ではないか。	取引金額が少ない場合においても、急激な為替変動が発生した際には、証拠金を上回る不測の損害が生じることとなります。 こうしたことを踏まえ、規制の簡明性も勘案し、1日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、取引金額によらず一定率の証拠金規制を導入することとしたものです。
19	投資金額に応じて累進的に証拠金維持率を高くする、又はロスカットレートを狭くするなどの方法は取れないのか。	
20	日経225やCFDなどFXと同等かそれ以上にハイ	FX取引については、最近、店頭取引・取引所取引

	レバレッジの金融商品があるのに、FXのみレバレッジ規制をするのは不適切だと考える。	ともに、高レバレッジ化が進展してきていることを踏まえ、証拠金規制を導入することとしたものです。 証券CFD取引についても、利用者保護の充実等の観点から同様の問題意識を有しており、証拠金規制のあり方についても、証券CFD取引の実態等を踏まえ、検討する必要があるものと考えられます。 なお、株式の信用取引や取引所での有価証券デリバティブ取引などについては、既に証拠金の預託が義務付けられております。
21	システムを強化することにより、ロスカット・ルールが機能せず、顧客が不測の損害を被るおそれは避けられるのであり、証拠金規制は不要である。	相場急変時等においてはロスカットが十分に機能しない状況が想定されることから、証拠金規制が必要と考えられます。
22	個人投資家の保護であれば、証拠金の完全信託を強化すべきであって、レバレッジの規制は個人投資家の保護になることにはならない。	高レバレッジのFX取引については、 顧客保護(ロスカット・ルールが十分に機能せず、顧客が不測の損害を被るおそれ) 業者のリスク管理(顧客の損失が証拠金を上回るにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ) 過当投機 の観点から問題があると考えていることから、区分管理方法を金銭信託に一本化する対応とともに、証拠金規制を導入する必要があると考えられます。 なお、FX業者の区分管理義務については、平成21年7月3日に区分管理方法を金銭信託に一本化する旨の改正金商業等府令を公布し、平成21年8月1日から施行されます(既存業者については6か月間の経過措置を設けております。)
23	投資家保護を考えるのであれば、むしろロスカット計算の間隔を規制すべきであり、証拠金倍率を規制する必要はない。	ロスカット・ルールが重要であることはご指摘の通りであり、平成21年7月3日にロスカット・ルールの整備・遵守を義務付ける旨の改正金商業等府令を公布したところです。ロスカットの計算の間隔についても、ロスカット・ルールの中で適切に定める必要があると考えられます。 しかし、相場急変時等にロスカットが必ずしも適切に機能せず、結果として、顧客に証拠金を上回る不測の損害が生じるおそれがあり、また、業者のリスク管理上の問題が生じるおそれがあります。 これに加え、高レバレッジ取引が過当投機につながることも問題と考えられるため、証拠金規制を導入することとしたものです。
24	高レバレッジ取引は、投機性が高く、また、顧客に不測の損失を被らせるおそれ、業者の破綻の可能性を高めるという弊害があり、少なくとも25倍を超えるレバレッジによる取引は認められないと考えるべき。	証拠金規制を導入することとし、その適切な運用を通じて、投資者保護等を図ってまいります。
25	高レバレッジ取引には、以下の問題点があり、規制を強化すべき。 1、顧客に射幸心をあおっている現状がある。 2、財産を失う顧客も多くなり、顧客保護のためにも投機性を下げる必要がある。	

	<p>3、短期売買が多くなり変動が激しくなっている可能性がある。</p> <p>4、信用で広げて膨らませており、さらに長期投資でないため、経済成長に対してマイナスの影響の方が大きい可能性がある。</p> <p>5、規制をかけないとさらにレバレッジが広がっていく。</p>	
26	<p>高レバレッジ取引は賭博性・射倖性が高い。現状の FX 取引には、資力の乏しい者が多数参加しているが、これらの者は、取引の危険性を十分認識していないことが多く、投資者保護の観点からも証拠金規制は重要。</p>	
27	<p>FX 取引は、賭博そのものであり、法律によって違法性が阻却されているだけであり、FX 取引については、従来業者の健全性、脱税等、問題が多発していることからすると、レバレッジ規制は積極的に行うべき。</p>	
28	<p>過度なレバレッジは業者を潤すことにはなっても、投資家に健全な投資の機会を提供するものではないため、レバレッジ規制に賛成。</p>	
29	<p>以下の理由からレバレッジ規制の強化に賛成。</p> <p>1. FX 取引は、もともと、一般消費者にはリスクが大きくなじまない取引である。</p> <p>2. 倍率規制は、市場の健全化のためには不可欠である。現行では、無制限に倍率が上がる仕組みになっており、事業者の一存で、つまり、事業者が利益を得たいと考えた場合、レバレッジの倍率を上げることが行われている。倍率が上がることで、取引参加者は過大なリスクを負う構造になっている。</p> <p>3. レバレッジが高いままだと、それだけ事業者の破綻リスクが高まる。また、ロスカット・ルールも有効に機能しない。事業者の健全性確保のためにもレバレッジ規制は必須の条件である。</p> <p>4. レバレッジ規制は消費者保護の観点からも世界の潮流となっている。</p>	
30	<p>高レバレッジ取引には以下の問題点があり、レバレッジ規制を行うことについては賛成である。</p> <p>(1) 投機性・賭博性・射倖性の助長</p> <p>(2) 市場の公正への悪影響</p> <p>(3) 取引関係者の破綻のおそれ</p>	
31	<p>昨今、事業者が顧客からの預り資産である証拠金を自己の固有財産と区分して管理していないことによる FX 取引業者の破綻が相次ぐなど、事業者の分別管理も不十分な実態があるなかで、高レバレッジ取引は事業者の破綻リスクを高める要因となるため、レバレッジ規制には賛成。</p>	
32	<p>現在、極めて高いレバレッジによる FX 取引が行われている実情があるが、高レバレッジ取引は、投資者に合理的な限度を超えたりリスクを引き受けさせるものであり、投資者に不測の損害を及ぼすおそれ</p>	

	があるほか、市場を歪めるおそれもありうることから、レバレッジ規制の導入に賛成する。	
33	FX取引については、(1)不測の損害を被る個人顧客の例が多発していること、(2)規制緩和時の論議(金融審議会等)では、業者関係者もレバレッジは10倍程度と想定していたこと、(3)高レバレッジ取引は、実体経済上の必要性に欠けるものであり、経済的合理性がないことから、証拠金規制の導入が必要かつ相当である。	
34	高いレバレッジを許すと、消費者が複雑な取引に巻き込まれ、財産を失ってしまう危険性が大きい。また、市場取引は本来実需に基づく取引であるべき。高いレバレッジにより利益追求に走った「投機」から市場が混乱し、一般消費者の生活に悪影響を与えることを防止する必要がある。	
35	以下の理由により、レバレッジ規制を行い、証拠金率を想定元本の4%以上とすることに賛成。 1 現在、FXの規模は旧金融先物取引法で規制対象とした当時に比較して桁違いに大きくなっている。こうした事態は、上記の金融先物取引法の改正によって対応した当時と立法事実が根本的に異なっていることを示している。したがって、その規制の基本的なあり方そのものを、FXの今日的な状況に対応するよう検討し直す必要がある。 2 FX業者の脆弱な財務体質は、2007年後半の破綻や行政処分が相次いで、表面化した。そもそも登録を受けた金融取引業者が破綻して顧客資産を毀損するなどという事態が相次ぐことは、あってはならないことである。こうした事態は、財務面を中心とする参入規制要件が緩すぎたことに起因している。店頭取引業者には、取引所取引の業者以上の高度の信用性がなければならないのは当然であるし、その取引に参画する者の適合性も高度であるべきである。	
実預託額(金商業等府令案第117条第1項第27号、第28号)		
36	金商業等府令案第117条第1項第27号は建玉時の証拠金の額を規定したものと理解しているが、「当該通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額」、「当該通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額」とは、それぞれ、値洗いによる含み益、含み損の額を意味しています。	「当該通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額」、「当該通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額」とは、それぞれ、値洗いによる含み益、含み損の額を意味しています。
37	金商業等府令案第117条第1項第27号において「顧客が証拠金等預託先に預託した証拠金等の額に当該通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に生ずることとなる利益の額を加え、または当該通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額」とあるが、ここでいう「決済した場合に生ずることとなる利益ないし損失」には、実現損益以外に評価損益、スワップ損益も含まれるという理解でよいか。また、決済時に控除する未払手数料(外掛け手数料)が発生する場	通貨関連デリバティブ取引による損益の他、スワップ損益についても、含み益又は含み損の額については、実預託額に含まれます。 未払手数料については、既に確定したものについては、実預託額から控除されます。

	合、このような手数料は控除するのか。	
直ちに(金商業等府令案第 117 条第 1 項第 27 号、第 28 号)		
38	金商業等府令案第 117 条第 1 項第 27 号の「当該契約の締結後直ちに」とは、文言どおり時間的な猶予はないものとするべきか。時間的な猶予がある場合、具体的にどの程度の時間まで認められるか。	金商業等府令第 117 条第 1 項第 27 号は、契約の締結の前、又は契約の締結の後であれば直ちに、証拠金を預託させることを義務付けるものです。 例えば、取引所取引において、金融商品取引所又は金融商品清算機関に預託するために通常合理的に必要な期間を排除するものではありませんが、このような合理的な理由なく時間的な猶予を許容する趣旨ではありません。
39	金商業等府令案第 117 条第 1 項第 28 号の「直ちに」について、具体的にどの程度の時間まで認められるのか。	金商業等府令第 117 条第 1 項第 28 号は、同項第 27 号と異なり、不足額を顧客に通知した後に不足額を預託させることも想定しており、そのための事務処理に通常合理的に必要な期間を排除するものではありません。例えば、一営業日といった合理的な期間内に不足額を預託させれば、同項第 28 号の規定を満たすものと考えられます。 この趣旨を明確にするため、金商業等府令第 117 条第 1 項第 28 号の「直ちに」を「速やかに」と修正いたします。
契約を継続する行為(金商業等府令案第 117 条第 1 項第 27 号、第 28 号)		
40	営業日毎に顧客からの証拠金を計算し、不足額について追加証拠金の差入れを要求する方法のみでは事務負担が過大となる。この場合において、システムを用いて強制的にロスカットを行うなどの方法によれば、実質的に同様の効果があると考え、この方法による対応は可能か。	営業日ごとの一定の時刻において、実預託額が必要証拠金額を下回った場合には、速やかに不足額を預託させる方法に加えて、強制的に当該取引を決済する方法も排除されていませんが、強制的に決済を行うことについて、あらかじめ顧客との合意が必要であることに留意が必要です。
41	顧客の実受入額が金商業等府令案第 117 条第 1 項第 27 号で定める額を下回ったため顧客に追加の証拠金を依頼したが顧客が応じない場合、業者としては同号に違反しないためには、建玉の強制決済まで行うことが求められているのか。	契約締結時点において、実預託額が必要証拠金額を下回った場合、不足額を直ちに預託させない場合には、契約を継続することは禁止されますので、強制決済等の方法により、取引を解消する必要があります。
42	「営業日ごとの一定の時刻における…実預託額が金融庁長官が定める額に不足する場合に直ちに」とは、「営業日ごとの一定時刻における値洗い後に、いわゆるマージンコールとして顧客に一定期間の時間的な猶予を与え、入金による証拠金増額の機会を与えるもの」か(この場合、猶予期間中の顧客持高は現状維持となる。)、又は、「値洗い直後に所定の証拠金比率を遵守できる水準まで“持高の解消取引”を行うことで証拠金比率を上げるもの」と理解すべきか。	金商業等府令第 117 条第 1 項第 28 号は、同項第 27 号と異なり、不足額を顧客に通知した後に不足額を預託させることも想定しており、そのための事務処理に通常合理的に必要な期間を排除するものではありません。また、不足額が生じた場合、速やかに既存取引の全部又は一部を決済することにより、実預託額が必要証拠金額に不足している状態を解消することは排除されていません。
不足額を預託させる(金商業等府令案第 117 条第 1 項第 27 号、第 28 号)		
43	値洗い時点で所定の証拠金率を満たさない場合、契約を継続するためには顧客に直ちに不足額を「預託させる」必要があるとのことだが、その後の為替相場の変動で建玉の評価益が増加し、所定の証拠金率を回復する場合、「通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額」が増加するため、顧客が証拠金を預託したこととな	金商業等府令第 117 条第 1 項第 28 号は、営業日ごとの一定の時刻において、実預託額が維持必要預託額に不足するかどうかを判断することを求めるものです。 不足する場合は、不足額を速やかに預託させるか、建玉を決済する必要があり、相場の変動で建玉の評価益が増加するのを待つといった運用は適当

	り、別途現金等で証拠金を差入れさせる必要はない、と考えてよいか。	ではありません。
44	契約締結時・値洗い時点で所定の証拠金率を満たさない場合、契約を継続するためには顧客に直ちに不足額を「預託させる」必要があるが、このとき、業府令案117条3項に基づき複数の通貨関連デリバティブ取引に係る建玉を一括して必要証拠金額を算出しており、建玉の一部決済により証拠金率が回復する場合には、「預託させる」の要件を満たすと考えてよいか。	建玉の一部が直ちに決済され、実預託額が必要証拠金額を上回った場合には、金商業等府令第117条第1項第27号及び第28号に違反しないものと考えられます。
決済のために行うもの(金商業等府令第117条第1項第27号)		
45	「決済のために行うものを除く」とあるが、「決済のために行うもの」とは、「顧客のネット建玉に対し、市場リスクを減じる方向で反対売買を行う取引」との理解でよいか。	「決済のために行うもの」とは、顧客の建玉を解消するために行う反対売買を指します。したがって、ご指摘の取引がいわゆる両建て取引を指すのであれば、「決済のために行うもの」には該当しないと考えられます。
46	「決済のために行うものを除く」とあるが、本号における「決済」とは、ポジション解消を目的とする反対売買を指すという理解でよいか。	
一定の時刻(金商業等府令第117条第1項第28号)		
47	「その営業日ごとの一定の時刻における」とありますが、「一定の時刻」は個社でそれぞれ決めてよいか。また、「一定の時刻」は顧客ごとに決定可能か。	必要証拠金額の預託がなされているかどうかを判断する「一定の時刻」は、業者の判断により定めることが可能です。また、顧客ごとに定めることも排除されていません。 なお、業者が定めた「一定の時刻」は恣意的に変更することなく、継続して適用することが求められます。
48	金商業等府令第117条第1項第28号の「その営業日ごとの一定の時刻における」の意味するところは、リアルタイムで実預託額を把握はするが、その計算を行い実預託額を確定するのは各業者の判断により、営業日の内1回で良いということなのか。その場合、第27号との実預託額の確定タイミングについての整合性はどうか判断すればよいか。	金商業等府令第117条第1項第27号は、契約締結時における実預託額が必要証拠金額に不足しているかどうかを判断することを求めるものです。これに対して、同項第28号は、営業日ごとの一定の時刻において、実預託額が必要証拠金額に不足するかどうかを判断することを求めるものです。 なお、今回の改正は、ロスカットの計算の間隔を一日一回で良いとする趣旨ではなく、ロスカットについては、整備が義務付けられているロスカット・ルールに則って、適切に行う必要があります。
代用有価証券		
49	有価証券を証拠金の代用とする制度は、信用取引や日経225先物取引等において認められているが、通貨関連デリバティブ取引において有価証券を証拠金の代用として預かっている場合、当該有価証券の代用評価額(掛け目換算した額)は実預託額に加算してもよいか。また、不足額の預託は代用有価証券でもよいか。	有価証券を証拠金等に代用することが可能であることを明確にするため、規定を修正いたします。
一括して算出する場合(告示案第1条、第2条)		
50	告示案第1条第1項第1号の「顧客が行う各通貨関連デリバティブ取引ごとに算出する場合」及び同項第2号の「当該額を、複数の通貨関連デリバティブ取引について一括して算出する場合」とあるが、これは複数の通貨関連デリバティブ取引を行う顧客につ	ご理解の通りです。

	いては同項第1号に規定される各取引ごとに算出する必要はなく、同項第2号に規定される一括して算出する方法によることで構わないということなのか。	
51	ネットショートポジション方式(例えば、顧客がユーロ/円のユーロ買いを100ユーロ行い、その後ユーロ/ドルで100ユーロの売りを行った場合、これをドル円のドル買い円売りのポジションと認識し、料率を乗じて証拠金を算出する方式。バンク・オブ・イングランド方式)による必要証拠金算出を認めて欲しい。	相互に関連する取引であっても、相場急変時等には同時に決済できるとは限りませんので、今回の証拠金規制においては、同一通貨ペアで対当する建玉がある場合に限り、少なくない額を基準とすることを可能としたものです。
52	顧客から「両建指定」の無い取引については、その約定日に合わせ、顧客からの「差額決済指定」がなされるか、または、約款・取引規定等により顧客と合意により自動的に「差額決済」される仕組みとなっている場合、差額決済が指定されている売買の組み合わせについても、証拠金の預託を受ける必要があるか。	金商業等府令第117条第9項は、同一通貨ペアで対当する建玉がある場合の規定ですので、ご指摘の「差額決済が指定されている売買の組み合わせ」についても同項の適用があると考えられます。
53	注文について、新規・決済の仕切りがなく、新規同士でも通貨ペアかつ同決済日であれば自動的に決済されることとなっている場合で新規同士で売り買いが建てられている場合、決済取引である表示がないことから、必要証拠金は、両方の取引に課さなければならない。決済される予定であるなら片方の取引に課す。決済される予定であるならどちらの取引にも課さない。のいずれか。	ご指摘の両方の取引について、金商業等府令第117条第9項の適用がある場合は、いずれか少なくない額を基準として必要証拠金額を算出することができます。なお、ご指摘の両方の取引について証拠金の預託を受けることも排除されるものではありません。
必要預託額の水準(告示案第1条～第3条)		
54	レバレッジの上限は、25倍では低すぎる。100倍(200倍、400倍)が適当ではないか。	高レバレッジのFX取引については、顧客保護(ロスカット・ルールが十分に機能せず、顧客が不測の損害を被るおそれ) 業者のリスク管理(顧客の損失が証拠金を上回ることにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ) 過当投機の観点から問題があると考えています。 このため、一番取引量の多い米ドル-円について、平成17年にFXに登録制度を導入した後の半年間毎に見て、最も変動の激しかった平成20年下半期を基準に1日の為替の価格変動をカバーする水準を勘案して、個人顧客を相手方とするFX取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けることを義務付けるものです。 なお、リスク管理等を踏まえ、業者の判断で適切に内閣府令で定める基準以上の証拠金の預託を受けることは妨げられるものではありません。
55	25倍の根拠が不明である。	
56	顧客の発注時には投機的すぎるものを抑制するため、4%以上の基準を用い、それ以外には2%以上という2つの基準を用いることを認めて欲しい。	
57	証拠金率規制は、市場の交換・流通機能を失わせないために、本来、市場のボラティリティに応じて、機動的に上下させるものである。100年に一度と言われる為替変動が発生した際に、証拠金率は機動的に規制されるべきであったと今は思うが、すでに市場のボラティリティが元の水準に戻ってから、固定的に規制するのは問題が残る。固定的な証拠金率規制は、市場の健全な発展と投資家保護に問題が残るので、変動制を視野に入れて、検討して欲しい。	
58	一律に4%以上の証拠金を求める規制はおかしい。通貨によってボラティリティは異なるので、ボラティリティに応じて差を設けるべき。	証拠金規制導入の趣旨からは、1日の為替の価格変動をカバーできる水準を基本とすることが適当と考えられます。 具体的には、規制の簡明性の観点から、通貨ごとではなく一律に定めることとし、一番取引量の多い米ドル-円について、平成17年にFXに登録制度を導

		<p>入した後の半年間毎に見て、最も変動の激しかった平成20年下半期を基準に1日の為替の価格変動をカバーする水準を勘案して、4%以上としたものです。</p> <p>なお、リスク管理等を踏まえ、業者の判断で適切に内閣府令で定める基準以上の証拠金の預託を受けることは妨げられるものではありません。</p>
59	<p>想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止することが提案されているが、これでも、実際にはレバレッジ規制としては、高い比率だと考える。信用取引では3~4倍、先物取引では10倍~20倍と言われていることからすると、将来的には、もっと引き下げを考えるべきだ。</p>	<p>証拠金規制導入の趣旨からは、1日の為替の価格変動をカバーできる水準を基本とすることが適当と考えられます。</p> <p>具体的には、このため、一番取引量の多い米ドル円について、平成17年にFXに登録制度を導入した後の半年間毎に見て、最も変動の激しかった平成20年下半期を基準に1日の為替の価格変動をカバーする水準を勘案して、4%以上としたものです。</p>
60	<p>証拠金率は、少なくとも想定元本の4%以上とすべきである。ただし、通貨ごとに価格変動状況が異なることに鑑み、取引通貨によっては、証拠金率を有価証券の信用取引と同様の30%程度とすることもできるように、制度設計されるべきである。</p>	
61	<p>レバレッジ規制の倍率については、慎重かつ科学的に検証が行われるべきであり、規制導入後も引き続き検討をすべきと考えるが、FX取引への規制の導入を検討した金融審議会金融分科会第1部会(平成16年5月26日)では、外国為替証拠金業者から、レバレッジの上限を10倍~15倍とする規制が必要との意見が述べられていたこと等に鑑みると、将来的にはレバレッジの上限を10倍~15倍とすることを含め、検討すべきである。</p>	
62	<p>委託証拠金倍率25倍(4%)というのは、信用取引の3.3倍(30%)と比べると極端に高すぎるという感をぬぐえない。しかし、国際社会のFX取引のレバレッジ規制との関係、また、まだ規制の第一段階であることなどを勘案すれば、現状やむをえないぎりぎりの現実的な決定であることは理解できる。</p>	
63	<p>他の証拠金取引と比較して、特段の事情のない限り、FX取引の証拠金率も同程度にすべきである。同じ証拠金取引である、商品先物取引については、5%程度、有価証券の信用取引に至っては30%程度としていることに鑑みれば、FX取引の証拠金率もこれらと同程度とすべきであるので、結論として証拠金率を4%以上と規制することには賛成である。</p> <p>また、取引通貨によっては、有価証券の信用取引と同程度の証拠金率にすることが検討されるべきである。</p>	
64	<p>ロスカットを行う水準、ロスカットを行うための値洗いの頻度、ロスカットが機能しなかった場合においても客が不測の損失を被らないルール、業者の財務の健全性を保つためのルール等を自主規制で定め、これが遵守される限り、当局が懸念する問題は解消される。金商業等内閣府令案における証拠金率規制をこれら自主規制規則での運用に変えることを</p>	<p>自主規制機関においてFX取引に関する様々な問題について、検討がなされることは重要ですが、店頭取引・取引所取引ともに、高レバレッジ化が進展してきており、</p> <p>顧客保護(ロスカット・ルールが十分に機能せず、顧客が不測の損害を被るおそれ)</p> <p>業者のリスク管理(顧客の損失が証拠金を上回る</p>

	<p>検討して欲しい。</p> <p>今回の証拠金率規制案においては、ロスカットを行うため値洗いをする頻度を一日一回で可とすることで、逆に業者にリスク管理を緩和するかの印象がある。過去一日の相場変動幅を参考に計算された4%という大変厳しい証拠金率とこのリスク管理の緩やかさの組み合わせには違和感がある。</p> <p>当該自主規制が遵守できる業者については、4%の証拠金率規制の適用除外とする(ただし例えば証拠金率に1%前後のキャップを付けることを義務付ける)ことなどを検討して欲しい。</p>	<p>ことにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ)</p> <p>過当投機</p> <p>といった問題も踏まえ、内閣府令において措置することとしたものです。</p> <p>顧客が証拠金を上回る損失を被ることや業者の財務に影響を与えることを防止するため、ロスカット・ルールが重要と考えられることから、平成21年7月3日にロスカット・ルールの整備・遵守を義務付ける旨の改正金商業等府令を公布したところです。</p> <p>なお、今回の改正は、ロスカットの計算の間隔を一日一回で良いとする趣旨ではなく、ロスカットについては、整備が義務付けられているロスカット・ルールに則って、適切に行う必要があります。</p>
65	<p>現在は100年に1度の相場であり、株も為替も先物も荒れているこの時期を基準として証拠金率を規制するのはおかしいのではないか。</p>	<p>1日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保するという考え方から、為替変動が大きい時期を勘案することが適当であると考えられます。</p>
66	<p>告示案第3条において、両建て取引の場合は同一通貨の買いポジション又は売りポジションの少ない額を取引の額とすることができるとなっているが、ネットイング(同一ポジションの売り買いを相殺する。)が認められないこととなっている。</p> <p>リスク管理において、ネットイングされている分は、リスクが固定化されていることから「取引の額」から除くことが一般的であり、かつ、合理性があるにもかかわらず、ネットイングが認められないことはあまりにも不合理である。</p>	<p>同一通貨ペアの売ポジションと買ポジションの同額の建玉部分については、外国為替相場の状況によっては、同一の価格で取引が決済できるとは限らないことから、ネットイングを認めず、買いポジション又は売りポジションの少ない額を基準とすることができることとしたものです。</p>
67	<p>「外国為替相場の変動を適切に反映させた額とする」とは、どのような意味か。</p> <p>また、必要証拠金を算出する際の換算レートを変更する場合、顧客への周知期間はどの程度とるのが適当か。</p>	<p>「外国為替相場の変動を適切に反映させた額とする」とは、必要証拠金額の算出にあたり、為替レートを用いる場合、できる限り取引時点に近い時点の為替レートを用いることが適切であることをあらわしたのですが、一定のルールに従って合理的な範囲内で特定の時点における為替レートを換算レートとして一定期間用いることを排除するものではありません。</p> <p>また、顧客への周知期間については、業者において適切に定められるべきものですが、いずれにせよ、換算レートとして用いる為替レートが取引時点の為替レートと乖離することがないように運用することが求められます。</p>
経過措置の導入		
68	<p>3～5年の経過措置期間において緩やかに導入して欲しい。</p>	<p>近年、高レバレッジ化が急速に進行していることに鑑みれば、速やかな規制の実施が望ましいと考えられますが、他方で、関係者の準備のための期間を勘案して、公布の日から概ね1年後(平成22年8月1日)から施行することとし、また、利用者が投資取引行動を変更する等のための期間を勘案して、施行から1年間、証拠金率を2%とする経過措置を設けております。</p>
69	<p>公布から施行までの経過措置期間を奇貨として高レバレッジによる営業推進を企画する業者は、本来の規制の主旨に反することから、その点においても厳格な規制が必要ではないか。</p>	
70	<p>経過期間を設けることは、弊害を長期化させ、被害拡大をもたらす結果となるので、設けるべきではな</p>	

	い。	
71	公布から概ね1年後に施行するとしながら、レバレッジについては、公布から概ね2年後までは2%(50倍)以上とする経過措置を講じることとしているが、その必要性はない。もともと、本内閣府令は公布から概ね1年後に施行するというのであるから、準備期間としてはこれで十分であり、さらに施行後も経過措置を設けなければならない必要性は見当たらないからである。	
72	証拠金規制が導入されると、追証や決済を迫られ、損失が発生するため、施行前の取引は適用除外として欲しい。	証拠金規制導入の趣旨からは、施行前の取引を適用除外とすることは適当ではないと考えられますが、関係者の準備のための期間を勘案して、公布の日から概ね1年後(平成22年8月1日)から施行することとしております。
その他の意見		
73	海外では25倍以上の取引が可能となっているため、証拠金規制を導入すると、規制のかからない海外業者と取引をするので、規制の効果がないのではないか。	日本の居住者のために又は日本の居住者を相手方としてFX取引業を行う場合には、金融商品取引業の登録が必要となります。 金融庁では、無登録営業を行う業者の存在が明らかになった場合には、警察当局との連携や、当該者に対する警告の発出等の対応を行っています。さらに、海外の関係当局に対し、協力の要請も行っているところです。
74	過当投機の懸念、でいうところの「過当」が曖昧であり、説明がなされていないと考える。この点、国民や報道機関を誤った認識へと導かれる可能性があるため、その具体的な尺度を公表してほしい。	高レバレッジのFX取引については、 顧客保護(ロスカット・ルールが十分に機能せず、顧客が不測の損害を被るおそれ) 業者のリスク管理(顧客の損失が証拠金を上回ることにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ) 過当投機の観点から問題があると考えています。 このため、一番取引量の多い米ドル-円について、平成17年にFXに登録制度を導入した後の半年間毎に見て、最も変動の激しかった平成20年下半期を基準に1日の為替の価格変動をカバーする水準を勘案して、個人顧客を相手方とするFX取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けることを義務付けるものです。
75	投資家を保護するにはレバレッジの倍率を規制するより、高レバレッジでの週末持ち越しをさせずに自動決済させるようにする方法があるのではないか。	週末のみならず、相場急変時等にはロスカットが必ずしも適切に機能せず、結果として、顧客に証拠金を上回る不測の損害が生じるおそれがあり、また、業者のリスク管理上の問題が生じるおそれがあり、これに加え、高レバレッジ取引が過当投機につながることも自体も問題と考えられるため、証拠金規制を導入することとしたものです。
76	ロスカット・ルールの整備・遵守の義務付け規制は業務の運営状況の問題として金商業等府令123条で規定しているのに対し、証拠金規制は金商業等府令117条の禁止行為としているのは、どのような考え方	ロスカット・ルールの整備・遵守は、業者に体制整備を求めるものであるのに対し、証拠金規制は、証拠金規制を遵守しながら個々の取引を行うことを求めるものです。

	に基づくのか。	
77	「法第二条第二十二項第三号ロに掲げる取引」とあるが、「法第二条第二十二項第三号」ではないのか。	ご指摘を踏まえ、規定を修正いたします。
78	「前号イからハ」とあるが、前号にはイからハは存在しない。「第一条第一項第一号イからハ」ではないのか。	ご指摘を踏まえ、規定を修正いたします。
79	高い倍率を規制するのではなく、口座開設前の説明を強化するべき。	<p>業者は、金融商品取引に当たり、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして適切に勧誘(適合性原則)する必要があります。</p> <p>他方、本改正は、 顧客保護(ロスカット・ルールが十分に機能せず、顧客が不測の損害を被るおそれ) の観点に加えて、 業者のリスク管理(顧客の損失が証拠金を上回ることにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ) 過当投機 の観点から高レバレッジ取引に対する証拠金規制を導入することとしたものです。</p>
80	参入規制の強化や業者の健全性を保つチェック体制の強化などレバレッジ規制よりも先にやるべきことがある。	<p>高レバレッジ取引は、 顧客保護(ロスカット・ルールが十分に機能せず、顧客が不測の損害を被るおそれ) や</p>
81	財務の健全性の度合いや取引システムの整備状況により証拠金に差をつけてはどうか。	<p>業者のリスク管理(顧客の損失が証拠金を上回ることにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ)のみならず、 過当投機 といった問題があり、業者の財務状況やシステムの整備状況等により証拠金規制の例外を設けることは適切ではないと考えられます。</p> <p>なお、FX 業者の財務の健全性やシステムの整備状況等について、引き続き適切に監督してまいります。</p>
82	FX 取引などのようにリスクが高い取引においては、なお一層の説明義務、適合性原則の徹底も図るべきだ。	ご意見を踏まえ、説明義務・適合性原則等の規定の適切な運用を通じて、投資者保護等を図ってまいります。